

小浜小学校区まちづくり協議会会則

第一章 総 則

(名称並びに所在)

第1条 本会は、小浜小学校区まちづくり協議会と称し、事務所を小浜まち協会館に置く。

(組織・会員)

第2条 本会は、小浜小学校区内に居住する住民をもって会員とし組織する。

(目的)

第3条 本会は、地域住民相互のふれあいを深め、より豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(事業活動)

第4条 本会は、その目的を達成するために必要な事業活動をする。

第二章 役 員 ・ 理 事

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおり構成する。

(1) 会長1名、副会長3名、書記3名、会計2名とする。

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、会員から選出する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。事務局長は、事務所の管理を担当する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 書記は、本会の円滑な運営を図るため、各種の事務を担当する。
- (5) 役員は、まち協会館の管理を担当する。

(役員会)

第8条 役員会は、役員をもって構成し、必要により会長が招集する。

2. 役員会は次の事項について協議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会決議事項の具体化の議案
- (3) その他必要事項

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠選任の場合は、理事会の承認を得て、前任者の残任期間とする。

(監査)

第10条 監査は、2名とし、本会の事業・会計を監査し、役員会に出席することができる。

(監査任期)

第11条 役員任期に準ずる。

(理事選出)

第12条 本会の理事は、代議員から選出する。

(理事任務)

第13条 理事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的を遂行するための審議に参画する。
- (2) 理事は、各部会のいずれかに加わり活動推進力になる。

(理事会)

第14条 理事会は、総会に次ぐ議決機関である。

2. 理事会は、役員・理事をもって構成する。

(理事の任期)

第15条 理事の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

第三章 代議員および総会・委員会・部会

(代議員)

第16条 代議員は、原則として構成区域内の自治会、PTA、老人会、子ども会、うさちゃんクラブ、女性団体、行政関係団体、その他の団体、会員の推薦による選出とする。

(代議員の任務)

第17条 代議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に出席し、議事決定に加わる。
- (2) 本会の理事を選出する。
- (3) 本会のまちづくり活動に参画する。

(代議員の任期)

第18条 代議員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠選任の場合は、前任者の残任期間とする。

(部会・委員会)

第19条 本会に部会及び委員会を、必要に応じて理事会の承認を経て置くことができる。

(会議)

第20条 会議開催は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、定例総会、臨時総会、役員会、理事会、部会及び委員会とする。
- (2) 定例総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要に応じて招集することができる。
- (3) 代議員の3分の1以上から請求のあったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(総会)

第21条 総会は、最高議決機関であり、代議員をもって構成し、会長が招集する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 定例総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数で採決する。ただし委任状をもって出席にかえることができる。
- (2) 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 会員は、総会に出席することができる。

(審議事項)

第22条 総会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 事業活動報告並びに会計決算の報告
- (2) 事業活動計画案並びに会計予算案
- (3) 役員、監査の承認
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

(議長)

第23条 総会の議長は、総会において出席代議員の互選により選任し、議事を処理する。

第四章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、次にあげるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 助成金、補助金
- (3) 寄付金、その他

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

第五章 雑 則

(雑則)

第 26 条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項に関しては、その都度役員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

(施行期日)

1. この会則は、平成 9 年 7 月 10 日から施行する。
2. この会則は、平成 14 年 5 月 26 日から施行する。
3. この会則は、平成 16 年 4 月 29 日から施行する。
4. この会則は、平成 20 年 5 月 25 日から施行する。
5. この会則は、平成 24 年 5 月 27 日から施行する。